

令和3年3月10日

各高齢者入所施設
居住系サービス事業所管理者 様

健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

被保険者証等の再交付申請における本人確認の取扱いについて

日頃より、本市の介護保険事業にご理解、ご協力いただきありがとうございます。見出しの件につき、下記の通り依頼しますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 趣旨（経緯）

令和元年9月の国の省令改正により、被保険者証、負担割合証又は負担限度額認定証（以下、「被保険者証等」という。）の再交付申請については、国基準の本人確認ができた場合は申請書への個人番号の記入を不要とする規定となりました。しかし、本市では申請書に個人番号を記載させていないことから、国基準の本人確認を行っていませんでした。

本市における押印原則の見直しに伴い、被保険者証等の再交付申請の際の本人確認の取扱いについて整理するものです。

2 被保険者証等の再交付申請の本人確認の方法（別添1参照）

窓口で被保険者証等を受け取る場合、以下のいずれかの方法により本人確認を実施。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・官公署が発行した写真付きの身分証明書：1点 （本市が発行した介護保険被保険者証を含めることとする）・官公署が発行した写真付きの身分証明書以外の身分証明書等：2点 |
|--|

3 実施時期

令和3年1月より

4 その他

事業所として委任を受けて被保険者証等の再交付申請をする際は、従来通りその事業所に属することが証明できる社員証等の持参をお願いします。

現行の被保険者証等再交付申請書の受領者確認欄等を改訂予定です。改訂されるまでは現行の様式を使用させていただいて差し支えありません。

本件は、各区いきいき支援センターに依頼済みです。

介護保険課保険料係（電話：972-2595）

認定係（電話：750-7881）

指導係給付班（電話：972-2594）

| |
|------------|
| 現行の本人確認の規定 |
|------------|

即時交付の際は、誰に対して交付するのかを把握・確認するため、運転免許証等の本人確認資料（※公的機関の発行した氏名・生年月日・性別・住所などが記載されているもの。）の提示による本人確認を行い、受領者から受領のサイン又は押印を得る。受領者の本人確認ができない場合は郵送交付となる。

【本人確認資料の例】

| | |
|---|---------------------------|
| 自動車運転免許証、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、旅券、警察手帳、在留カード、無線従事免許証、学生証、個人番号カード | 公共機関が発行した写真付きの身分証明書が望ましい。 |
| 年金手帳、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、敬老手帳（敬老優待券付） | 写真はないが取扱い可。 |

| |
|-------------|
| 変更後の本人確認の規定 |
|-------------|

即時交付の際は、誰に対して交付するのかを把握・確認するため、運転免許証等の本人確認資料の提示による本人確認を行い、受領者から受領のサインを得る。受領者の本人確認ができない場合は郵送交付となる。

【本人確認書類の例（下線を引いた書類は本市介護保険独自の本人確認書類）】

| 確認方法 | 1点確認のもの | 2点確認を必要とするもの |
|------|--|--|
| 確認書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・日本国旅券（パスポート） ・身体障害者手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 ・<u>介護保険被保険者証</u> ・<u>介護保険資格者証（介護保険暫定被保険者証）</u> ・<u>介護支援専門員証</u> ・その他写真が貼付された官公署の発行する証明書 | <ul style="list-style-type: none"> ・公的医療の被保険者証（※） ・国民年金手帳 ・<u>介護保険負担割合証</u> ・<u>介護保険負担限度額認定証</u> ・<u>介護保険料納入通知書</u> ・敬老優待券（敬老手帳） ・敬老パス、記名式ICカード ・<u>社員証</u> ・預金通帳、キャッシュカード、クレジットカード ・その他これに類するもの |

（※）国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証